

# 次の定期予防接種の接種期限は**3月31日**です。

接種が済んでいない方は、体調がよい時に早めに接種してください。

## 麻しん・風しん (MR) 2期予防接種

(対象者) 平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ (無料)

## 二種混合予防接種 (ジフテリア・破傷風)

(対象者) 平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ (無料)

※11歳以上13歳未満 (対象年齢までは接種可能)



## 高齢者肺炎球菌予防接種

(対象者)

①令和5年度に次の年齢となる方で、接種日に本市に住民登録のある方

年齢	生年月日
65歳	昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生
70歳	昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生
75歳	昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生
80歳	昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生
85歳	昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生
90歳	昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生
95歳	昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生
100歳	大正12年4月2日生～大正13年4月1日生

②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある方 (詳しくは問い合わせください)

※①対象者には、令和5年4月に通知書・予診票を送付しています。

◆接種負担金 4,000円 (生活保護受給者は免除)

◆接種回数 1回

※実費で肺炎球菌ワクチンを接種された方は、定期接種の対象にはなりませんので、接種歴を健康推進課に申し出てください。

※各予診票を紛失した方は、再発行しますので健康推進課 (本館1階) まで連絡してください。

●問い合わせ 健康推進課 ☎22-2268 FAX22-2245

# 令和6年1月から 産前産後期間の国民健康保険税の一部が軽減される 新制度が始まりました

この制度は、国民健康保険の被保険者で出産を予定されている方の国民健康保険税の一部 (所得割と均等割) を軽減する制度です。

## 1 対象者

令和5年11月以降に出産された国民健康保険被保険者の方

※この制度の出産とは、妊娠85日以上の分娩で、死産・流産 (人工妊娠中絶を含む)、早産の場合も対象となります。

※令和6年1月以降の該当期間が軽減の対象になります。

## 2 軽減内容

・単胎妊娠の場合は出産予定月 (または出産月) と前1カ月および後2カ月の4カ月間の所得割と均等割

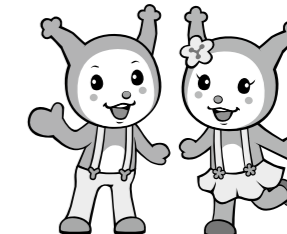
・多胎妊娠の場合は出産月 (または出産月) と前3カ月および後2カ月の6カ月間の所得割と均等割

※所得割と均等割が軽減されるのは出産予定の被保険者のみが対象となります。

## 3 届出期間

出産予定日の6カ月前から届け出ることができます。

1月4日から受付を開始しています。



## 4 届出に必要なもの

①産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書

②出産予定日および単胎妊娠または多胎妊娠の別を確認することができる書類 (母子健康手帳など)

③ (出産後に届出を行う場合) 出産した被保険者と子との身分関係を明らかにすることができる書類 (母子健康手帳、戸籍謄本など)

## 5 届出先

国保年金課または各支所

上記、①産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書は、国保年金課および各支所に備え付けてあります。

届け出の際には② (または③) を準備してください。

### ※吉野川市に転入された方

以前お住まいの市町村に産前産後期間の保険税 (料) 軽減を届け出ている方で、引き続き軽減を受ける期間がある方は、新たに吉野川市でも届け出が必要です。

●問い合わせ 国保年金課 ☎22-2213 FAX22-2243

[電力消費機器] 本体の主電源を切る。

[電力消費機器] 長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜く。

